

# 一般財団法人富山県バスケットボール協会裁定規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 懲罰（第2条－第12条）
- 第3章 裁定委員会（第13条－第17条）
- 第4章 裁定手続（第18条－第29条）
- 第5章 雑則（第30条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命及び役割を自覚し、本協会の目的及び事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって、本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）及びバスケットボール競技に対する社会的な信頼を確保することを目的として、JBA及び本協会における懲罰の対象者、対象となる行為（競技及び競技会に関するものを除く。）及び種類・内容のほか、裁定委員会の組織、運営に関する事項、裁定手続に関する事項など関連する必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 懲罰

### （適用範囲）

第2条 この規程において対象となる個人は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の評議員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の名誉役員
- (4) 本協会の職員
- (5) 本協会の専門委員会を構成する委員長、副委員長及び委員
- (6) 本協会に所属する選手
- (7) 本協会に所属する指導者、審判及びその他の関係者
- (8) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）の役員

2 この規程において対象となる団体は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）
- (2) 本協会の加盟チーム

3 第3条に規定する遵守事項に違反した個人又は団体が、当該違反行為時に前2項の各号のいずれかに該当するときは、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

### （遵守事項）

第3条 前条第1項に定める個人は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。

- (2) 本協会、JBA、国際バスケットボール連盟(FIBA)、FIBA ASIA、国際オリンピック委員会(IOC)、日本オリンピック委員会(JOC)等(以下「関連団体」という。)及び所属する団体の定款、規則、規程、命令、指示等(以下「規程類」という。)に反してはならない。
  - (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
  - (4) 本協会、JBA、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉又は信用を棄損する行為をしてはならない。
  - (5) バスケットボールに関する不正な利益の供与、申込み、要求、約束、あっせんなどをしてはならない。
  - (6) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理にかかわる不正な行為を行ってはならない。
  - (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
  - (8) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。
- 2 前条第2項に定める団体は、以下の各号を遵守しなければならない。
- (1) 法令に反してはならない。
  - (2) 関連団体の規程類に反してはならない。
  - (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為の根絶に努めなければならない。
  - (4) 適切なガバナンス体制を構築し、維持するよう努めなければならない。
  - (5) 本協会、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉並びに信用を尊重するよう努めなければならない。
  - (6) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応するよう努めなければならない。
  - (7) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理にかかわる不正な行為を防止しなければならない。
  - (8) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
  - (9) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

(懲罰対象期間)

第4条 第5条の懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合は、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき裁定委員会の審理を開始することができない。

(懲罰の種類)

第5条 第2条に定める個人又は団体(以下「裁定対象者」という。)は、競技及び競技会に関するものを除いて第3条に定める遵守事項に違反した事実(以下「懲罰対象事実」という。)をもって懲罰の対象とする。

- 2 個人に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
  - (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
  - (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
  - (4) 減給 本協会から報酬又は給与（以下「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は、労働基準法第91条に則るものとする。
  - (5) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止  
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
  - (6) 一定期間又は無期限の職務の停止若しくは職務の解任  
職務について一定期間又は無期限に停止する、若しくは職務を解任すること。ただし、役員等の解任については、別に定める規程類に基づくものとする。
  - (7) 一定期間又は無期限の登録資格の停止若しくは再登録の禁止  
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間又は無期限に停止する、若しくは資格の再登録を一定期間又は無期限に禁止すること。
  - (8) 除名 本協会の登録資格を抹消すること。
  - (9) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 3 団体に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
  - (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
  - (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
  - (4) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止  
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
  - (5) 一定期間又は無期限の登録資格若しくは加盟資格の停止又は再登録若しくは再加盟の禁止  
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間又は無期限に停止する、若しくは再登録若しくは再加盟を一定期間又は無期限に禁止すること。
  - (6) 下位ディビジョンへの降格  
リーグ等において、下位ディビジョンへ降格させること。
  - (7) 除名 本協会の登録資格又は加盟資格を抹消すること。
  - (8) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 4 ドーピングに対する懲罰については、JBAが定める規程によるものとする。
- 5 第2項及び第3項の譴責、罰金又は没収については、その他の懲罰と併せて科することができる。
- 6 個人による暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理や申請等については、JBA裁定規程の別表を準用し、懲罰を決定する。  
(管理監督関係者の加重)

第6条 役員又は指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合は、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(両罰規定)

第7条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合は、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

(罰金の合算)

第8条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合は、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第9条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合は、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第10条 懲罰対象事実が認められる場合において、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第11条 他の者を利用して懲罰対象事実を行わせた者は、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(復権)

第12条 1年以上の有期又は無期の資格(公式試合出場資格、登録資格又は加盟資格)の停止、1年以上の有期又は無期の再登録若しくは再加盟の禁止若しくは除名の懲罰を受けた者は、JBAの定めるところにより復権の申立てをすることができる。

### 第3章 裁定委員会

(裁定委員会の設置)

第13条 本協会は、第3条に反する行為に対し裁定を行うため、裁定委員会を設置する。

(組織及び委員)

第14条 裁定委員会は、委員長及び2名以上4名以内の裁定委員をもって構成する。

2 委員長及び裁定委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。

3 裁定委員会の手続の対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員及び当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として、その手続に加わることができない。

4 前項の規定等により、裁定委員が2名以下になったときは、第2項の規定に基づき臨時に裁定委員を任命する。

(裁定委員の任期)

第15条 委員長及び裁定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により任命された裁定委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員長、招集及び議長)

第16条 裁定委員会は、会長から付託があったとき又は委員長が必要と認める場合に招集する。

2 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 裁定委員会は、裁定委員の過半数の出席がなければ会議を開き、また議決することができない。

4 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員長に事故ある場合は、裁定委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

(所管事項)

第17条 裁定委員会は、第2条に定める個人及び団体による懲罰対象事実について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを会長に答申する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、裁定手続を停止し、当該裁定案件の全部をJBAに移管する。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会の資格に関わるとき

(2) 罰金、没収、1年以上の資格停止又は再登録の禁止（無期限停止及び永久的停止を含む。）、除名、永久追放等の重大な懲罰が見込まれるとき

(3) 本協会の役員が裁定対象者であるとき

#### 第4章 裁定手続

(手続の非公開及び守秘義務)

第18条 裁定の手続及び記録は、非公開とする。

2 裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバー及び本協会の関係者は、裁定委員会の手続を通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

(言語)

第19条 裁定の手続及び書面における言語は、日本語を使用する。

2 裁定の手続において、裁定対象者又は関係者が外国語を使用する場合は、当該裁定対象者又は関係者の口頭陳述に日本語の通訳が同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第20条 裁定の手続において、弁護士又は裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることができない。

(免責)

第21条 裁定委員及び裁定委員会の運営にかかわる本協会の職員は、故意又は重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為及び不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(手続の開始)

第22条 裁定委員会は、第16条第1項の招集のときから手続を開始する。

(調査への協力)

第23条 裁定委員会は、事案の解明のために裁定対象者及びその関係者に対し、事実関係についての説明又は証拠資料の提出を求め、若しくは現地調査等の必要な調査をすることができる。

2 裁定委員会又は裁定委員会の委託に基づき、調査を行う者による調査の対象となった個人又は団体は、当該調査に協力しなければならない。

(聴聞等)

第24条 裁定委員会は、原則として裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見及び弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、裁定対象者の同意がある場合又は裁定対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りではない。

(証拠の評価)

第25条 裁定委員会は、裁定対象者又は目撃者の供述若しくは文書、音声、画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

(懲罰案の作成及び答申)

第26条 裁定委員会は、第17条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、調査及び審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

(1) 裁定対象者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名又は代理人がある場合はその氏名)

(2) 主文(判断の結論)

(3) 懲罰対象事実(可能な限り日時、場所、登場人物及び行為を特定するもの)

(4) 適用した規程、条項等

(5) 判断の理由(証拠の摘示)

(6) 懲罰案の作成年月日

(7) 裁定委員名

(JBAへの報告及び移管)

第27条 本協会は、第22条の手続を開始するとき及び理事会が第28条の決定を行ったときJBAに報告するものとする。

2 裁定委員会は、第17条第2項各号のいずれかに該当する場合は、直ちに裁定手続を停止し、これを会長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合、本協会は直ちにJBAに通知し、当該裁定案件の全部をJBA裁定委員会に移管する。

(答申の尊重及び懲罰決定)

第28条 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(決定の効力)

第29条 裁定対象者は、第26条による決定又は第27条により移管された裁定案件のJBAの懲罰に関する決定(以下「JBA決定」という。)に拘束される。ただし、次項及び第3項の規定により再審査の申立てがあり、再審査の決定がなされるまでの間はこの限りではない。

2 第26条による決定を受けた裁定対象者は、懲罰の通知到達後10日以内に、JBA裁定委員会に対し、手数料10万円(消費税別)を納付して再審査を申し立てるこ

とができる。

- 3 JBA決定を受けた裁定対象者は、懲罰の通知到達後10日以内に、JBA会長に対し、手数料10万円(消費税別)を納付して再審査を申し立てることができる。
- 4 前2項の再審査によって出された決定については、更に審査を求めることはできない。
- 5 第2項及び第3項の場合における再審査の手続については、JBAにおいて別に定める規程によるものとする。

## 第5章 雑則

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第15条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行により最初の任期は1年とする。